

イギリス開示義務法改正動向の変遷(一)

中 村 雅 人

目 次

- I. 序
 - II. アウトライン
 - III. 法改革委員会第5レポート
 - IV. 法律委員会レポート No. 104
 - IV-1 不開示-現行法およびその欠陥 (以上本号)
- (以下継続)

I. 序

告知義務は、保険契約に固有の法則であると言われている¹⁾。その根拠については種々の議論があるが²⁾、この法則が認められることの理由の1つに、リスクに関する情報が保険契約者側に偏在するということが挙げられる。保険制度生成の初期におけるイタリアの海上保険証券からも、この情報の偏在のために、保険者が引受けるリスクに関して重要である事実を保険契約者側に申告させていたということが推察され、またその後のスペインにおけるバルセロナ条例にも告知義務の濫觴とも言うべき規定があったとされている³⁾。そして、このバル

1) 大森忠夫『保険契約の法的構造』有斐閣、1965年、180頁、西島梅治『保険法』悠々社、1998年、40頁。しかし、これに対しては「告知義務は保険契約に固有の制度であり他の契約法一般にみられず、唯一保険契約にのみ認められる独特の制度というのは、かならずしも正確とはいえないのであり、むしろ基礎的に契約法一般に存在する告知義務と基礎を同じくするものがあり、保険契約法においてはその変容された形において規定されたものとして捉えるべきではなからうか」とする見解もある。石田満『保険契約法の基本問題』一粒社、1977年、164頁。

2) 詳細については、拙稿「大正・昭和期の告知義務論(一)・(二)」『松山大学論集』第16巻第1号、241頁、同第17巻第4号、21頁を参照されたい。

セロナ条例が、14・15世紀における地中海諸国において海上保険の一般法とまで言われるほどにその適用範囲を拡大し、保険商慣習法として定着したことから、ヨーロッパ各国の海上保険法はこのバルセロナ条例から一元的に発達したものとされている⁴⁾。

イギリスについては、この地中海地方で行われた保険商慣習法がジブラルタルを渡り、北大西洋沿岸の港を経て、さらにドーバーを渡って伝えられたものと理解して差し支えない。そして、この保険商慣習法がコモン・ローに編入され、さらに保険がその保障の範囲をノン・マリンの分野にも拡大するに及んで、イギリスにおける保険契約法は、判例法主義のもとに独自の発展を遂げることになるのであるが、近時イギリスにおいては、この保険契約法の改正の気運が高まっている。その中で喫緊かつ焦眉の問題とされているのが、わが国の告知義務に相当する開示義務とワランティである。

ワランティ (warranty) とは、M. I. A. (Marine Insurance Act, 1906)⁵⁾ によれば、特定のことが行われること、もしくは行われないこと、もしくはある条件が充足されることの被保険者による確約、または特定の事実状態の存在を被保険者が肯定もしくは否定することの正確さの確約であるが、これらの確約が正確に履行されない場合、その重要性および保険事故との因果関係を一切問わずに保険者は違反の日から責任を免れることになる。このワランティ法理は元来、海上保険法において発展したものであり、M. I. A. には保険の目的の中立性、安全性に関するワランティ、船舶の堪航性ワランティ、航海の適法性ワランティがある⁶⁾ が、その違反の要件と効果を考えた場合、イギリス保険契約法上最も被保険者側に過酷な法理であると言える。

このワランティが、ノン・マリンの保険においても保険者による危険制限の

3) 拙稿「最大善意の原則の生成(-)」『松山大学論集』第14巻第2号、112-115頁。

4) 近見正彦『海上保険史研究-14・5世紀地中海時代における海上保険条例と同契約法理』有斐閣、1997年、145頁。

5) S. 33(1).

6) Ss. 36, 38, 39, 41.

仕組みとして適用されるようになったために、イギリスにおいてはその過酷さが問題とされている⁷⁾のであるが、わが国においては、法律上イギリスのワランティに相当する危険制限の仕組みは存在せず⁸⁾、少なくともノン・マリンの保険に関してはこのような法理が問題となることはないために、本稿においては差し当たり、論及の射程を開示義務に限定して、イギリスにおけるその改正動向の変遷を明らかにすることとしたい。

II. アウトライン

2006年1月18日、イギリス法律委員会 (Law Commission) は、スコットランド法律委員会 (Scottish Law Commission) と共同して「保険契約法 (Insurance Contract Law)」と題するスコーピング・ペーパー (Scoping Paper)⁹⁾ を発表した。これは、現行のイギリス保険契約法において再検討が必要であると考えられる領域を例示し、これらを実際に再検討するか否か、さらには例示された領域以外に再検討の必要性があるものはないか、ということに対する意見を、保険業界、消費者、監督機関、法律家、学者その他に幅広く求めるものである¹⁰⁾。

イギリスにおけるこのような保険契約法の改革の動向は、何も今に始まったものではなく、既に約半世紀にわたる長い歴史を有している¹¹⁾。その焦点はや

7) 歴史的に、ノン・マリンの保険において保険者が保険契約者側にワランティを課す最も一般的な方法は、保険申込書の下に「契約の基礎条項 (The basis of the contract clause)」を挿入することであった。これにより、申込書における質問と回答および申告はワランティとされたのである。現在では、業界の自主規制である「保険実務に関する声明」により、かつての過酷さはないようであるが、しかし依然として消費者保険においてワランティを課す手段としてこの契約の基礎条項が用いられているようである。Cf. John Birds & Norma J. Hird, *Birds' Modern Insurance Law*, 6th ed., London, 2004, p. 152.

8) わが国の商法第829条は、船舶の不堪航に関する規定であると考えられるが、これは不堪航によって生じた損害についての免責規定であり、保険者が責任を免れるためには不堪航と損害との間に因果関係が求められる点においてワランティとは異なっている。

9) The Law Commission and The Scottish Law Commission, *Insurance Contract Law – A Joint Scoping Paper*, 2006.

10) The Law Commission, Press Release, <http://www.lawcom.gov.uk/docs/insurance_180106.pdf> (last accessed 14 March 2007). 意見の受付の締切りは2006年4月19日であった。なお、不開示 (non-disclosure)、不実表示 (misrepresentation) およびワランティ違反 (breach of warranty) については、再検討されることが既に確定している。

は、開示義務とワランティなのであるが、これらの法制度の改革動向の端緒は、1957年に発表された法改革委員会 (Law Reform Committee)¹²⁾による第5レポート¹³⁾に求めることができると思われる。これは、1957年当時の開示義務とワランティおよび仲裁条項の現状について、これらが被保険者に不利益をもたらしていると指摘したものであるが、しかし本レポートは、被保険者にそのような不利益をもたらす障害を除去するための方策は提言しているものの、法改正を勧告するには至らなかった¹⁴⁾。

これに続く法改正の動向として挙げられるのは、ワーキング・ペーパー (Working Paper)¹⁵⁾による準備作業を経た後の、1980年における法律委員会 (Law Commission)¹⁶⁾による「保険法—不開示およびワランティ違反」と題するレポート¹⁷⁾の発表である。本レポートは、1980年当時の開示義務とワラン

11) しかし、具体的かつ実質的な法改革は未だなされずに現在に至っている。

12) この法改革委員会は、1934年に設置された法改正委員会 (Law Revision Committee)の後身として、1952年に大法官シモンズ卿 (Lord Simonds) によって創設された。これは、既存の制定法の修正に留まらず、判例法の修正と近代化をもその目的とすることにより、20世紀の法改正の推進力となることを期待されたのであるが、しかし、前身である法改正委員会に比べるとその活躍はそれほど目覚ましいものではなく、その報告内容も局部的散発的なものが多く、当初抱かれた期待には必ずしも応えられなかったものとされている。鳥田仁朗「英国における法改正の機構—主として刑事法関係を中心として—」『法曹時報』第20巻第4号、82頁。

13) The Law Reform Committee, Fifth Report—Conditions and Exceptions in Insurance Policies—, 1957, Cmnd. 62.

14) 長尾治助「英国保険法の改正動向にみる告知義務違反と被保険者の保護(一)」『民商法雑誌』第81巻第3号、329-330頁。本レポートは、結局、法を改正しても何ら法律上の困難は生じないであろう、ということだけを述べただけの当たり障りのないものであったとされている。Cf. Gordon Borrie and Aubrey L. Diamond, *The Consumer, Society and the Law*, 4th ed., Middlesex, 1981, pp. 252-253, ボーリー, ダイヤモンド著, 新井正男・池上俊雄訳『[新版] 消費者保護—イギリス法の歩み—』中央大学出版部, 1990年, 263頁。

15) The Law Commission, Working Paper No. 73, Insurance Law—Non-disclosure and Breach of Warranty, 1979.

16) 1965年法律委員会法 (Law Commissions Act, 1965) により設立された、法の体系的発展と改革,さらには法典化も目的とする委員会である。かつての法改正委員会や法改革委員会が付託された事項のみを審議したのに対し,本委員会は,自らのイニシアティブによって法改正が必要と思われる問題を取り上げる権限が付与されている。田中英夫『英米法総論(上)』東京大学出版会, 1981年, 184頁, 同・『英米法辞典』東京大学出版会, 2002年, 500頁。

17) The Law Commission, Report No. 104, Insurance Law—Non-disclosure and Breach of Warranty, 1980, Cmnd. 8064.

ティ法理について詳細に検討し、その欠陥を指摘するとともに改正法案の草案を添えて法改正の必要性を提言したのであるが、しかしこれは保険業界の強い反発を受け、またイギリス政府も法改正よりは該業界による自主規制が望ましいとしたために、法の改正は実現に至ることはなかった。その後は、この保険業界による自主規制および保険オンブズマンの創設により保険消費者保護が図られたが、しかしこれでもなお消費者保護は不十分であるとして、1997年に国民消費者審議会（National Consumer Council）¹⁸⁾により「保険法改正－保険法の再検討のための消費者の主張」と題するレポート¹⁹⁾が発表され、さらには、2002年にイギリス保険法協会（British Insurance Law Association）²⁰⁾からも「保険契約法改正」と題するレポート²¹⁾が発表された。

これらの一連の動向を受けて、イギリス法律委員会は前述のように、2007年夏に保険契約法の改正に係る最終報告書を公表すべく、本格的な準備作業に着手するに至っている。以下においては、これらの一連の保険契約法改正の動向について、主として開示義務に論及の射程を絞り、その詳細を明らかにすることとしたい。

Ⅲ. 法改革委員会第5レポート

本レポート²²⁾は14のパラグラフから構成されており、開示義務については第4パラグラフにおいて不開示の効果の現状が説明されている。それによ

18) 1975年に政府により設置され、主として通産省から出資を受けている審議会である。その職務は、全ての種の財およびサービスの消費者の利益を代表することであるとされている。

19) The National Consumer Council, Insurance Law Reform—The consumer case for a review of insurance law, 1997.

20) 国際保険法協会（Association Internationale de Droit des Assurances：AIDA）のイギリス支部である。

21) British Insurance Law Association, Insurance Contract Law Reform, 2002.

22) 註13)を参照。本レポートにおいては、海上保険は調査対象から除外されている。それは、一般人にとって海上保険は関心がなく、また海上保険に関係するビジネス界が現行法に不満を抱いているとは考えられないからであるとされている。Cf. Par. 3.

ば、先ず以下の2点は既に確立された法であるとされている。それらはすなわち、(a)重要な事実の開示義務—しばしば最大善意の原則 (*the rule of uberrima fides*) とも呼ばれる—は全ての種の保険に適用されるということ、および(b)全てのケースにおける問題は、不開示の事実がリスクにとって重要であったか否かということであり、被保険者がその事実を重要であると信じた、または理解したか否かということではない、ということである。次いで、事実の重要性の定義が述べられているが、これは、*Mutual Life Insurance Co. of New York v. Ontario Metal Products Co. Ltd* 事件において述べられている²³⁾ ように、重要な事実とは、開示されていたならば、合理的な保険者 (*reasonable insurer*)²⁴⁾ がリスクを拒絶したか、またはより高額な保険料を請求したかもしれない事実であり、この定義は全ての種の保険に適用されるものであるとしている。そして実際上の法の効果としては、被保険者が知っており、また保険者のリスクの判断に影響を及ぼしたであろうと考えられる事実が開示されなかったことを保険者が示すことができる場合には、保険者は責任の履行を拒絶する権利が与えられるとされる。そしてある事実が、非常に正直で注意深い保険申込人にとって、開示すべき事実であるとは必ずしも思われなくても、保険者にとっては重要となり得るのである²⁵⁾

法改革委員会は、開示義務の現状についてこのように述べた上で、以下のような方策を現行法に導入することが可能であり、またそれによっていかなる法的な問題も生じないとしている。その方策とは、「全ての保険契約において、合理的な被保険者 (*reasonable insured*) が重要であるとは考えなかったであろう事実は、重要とみなされるべきではない (傍点筆者)」とすることである²⁶⁾

すなわち法改革委員会は、開示義務におけるある事実の重要性の判断主体

23) [1925] A. C. 344, at pp. 351-352, *per* Lord Salvesen.

24) M. I. A. S. 18(2) が規定する慎重な保険者 (*prudent insurer*) と実質的に同義であると理解して差し支えない。

25) Par. 4.

26) Par. 14.

を、合理的ないし慎重な保険者から、合理的な被保険者に変更することを提言したのである。

Ⅳ. 法律委員会レポート No. 104

本レポート²⁷⁾は10章から成り、前述の法改革委員会第5レポートおよび1979年に提議された保険契約法に関するE. E. C. 指令²⁸⁾を受けて作成されたものである。これは開示義務とワランティに関して、現行法の問題点および改正の方途を詳細に述べたものであり、特に開示義務についてはE. E. C. 指令において採用されたプロ・ラタ原則²⁹⁾の導入の可否について検討がなされている。本レポートは、このE. E. C. 指令に対してイギリスがどの様に対応する

27) 註17)を参照。本レポートにおいても、基本的に海上、航空および運送保険は勧告の対象から除外されている。

28) ワーキング・ペーパーで検討された時点では「草案」であったが、その後ブリュッセルにおけるEC委員会において承認され、1979年に正式にプロポーザルとなった。正式名称は、「保険契約に関する法の調整、規制および監督規定についての理事会指令に関するプロポーザル (Proposal for Council Directive on the co-ordination of laws, regulations and administrative provisions relating to insurance contracts)」である。このプロポーザルは翌1980年に修正されたが、しかしその後実現に至ることはなかった。

29) フランス法をモデルとした原則であり、ヨーロッパではThe proportionality principle またはThe rule on pro-rata liability等と称されている。わが国においては、プロ・ラタ原則の他に「比例減額主義」ないし「比例原則」とも訳されている。このプロ・ラタ原則については、私は拙稿(「比例減額主義に関する一考察」『松山大学論集』第11巻第6号、49頁)において、ここで取り上げるイギリス法律委員会の見解を既に紹介している。本稿においては、改めてこれをレビューするために、以下の記述においてこの拙稿と一部重複する箇所があるということを予め断っておく。

開示義務違反の効果としてこのプロ・ラタ原則を採用する国としては、フランスを始め、デンマーク、フィンランド、ベルギー、ノルウェーなど、比較的近年において保険契約法の立法が行われた国が挙げられる。また、2004年にドイツにおいて公表された保険契約法の改正に係る最終報告書においても、保険契約法草案にこの原則が採用されたとされている(山下友信「ドイツにおける保険契約法改正と海上保険」『海法会誌復刊』第49号、31-32頁)。したがって、ヨーロッパにおいては、少なくともノン・マリンの保険に関しては、プロ・ラタ原則の採用はもはや時代の趨勢であると言っても過言ではないと思われる。イギリスは、1980年の段階ではその採用を見送ったのであるが、その後これを是とする意見にも根強いものがあり、2007年夏の法律委員会の最終報告書において、このプロ・ラタ原則がどのように判断されるのかを見極めることも本稿の目的の1つである。そして、それは近時現代化が検討されることになったわが国の保険契約法の改正の方途を考察する際に大いに参考になるとと思われる。

か、その態度を明確にする目的もあったのであるが、結論から言うと法律委員会は、E. E. C. 指令の採用は長期にわたりイギリス保険法を不満足な状態に固定し、イギリス国内における消費者保護立法を妨げる結果をもたらすことになる³⁰⁾ということの主たる理由として、プロ・ラタ原則の導入も含めてこのE. E. C. 指令の採用を見送った。そして独自に保険法改正法案を起草したのであるが、その過程において現行の開示義務法の欠陥および改正の方途について詳細な検討がなされている。以下においては、これらの点に関する法律委員会の見解を明らかにすることとしたい³¹⁾

Ⅳ-1 不開示—現行法およびその欠陥

開示義務の現行法とその欠陥については、第3章において述べられている。

(1) 開示義務の範囲・開示が不要な重要事実・不開示の結果

まず現行法についてであるが、第一に保険契約の特殊性が指摘されている。すなわち、イギリス契約法における一般原則によれば、契約の当事者は、自ら知っている重要な事実を、それを知らない他方の当事者に開示する義務はなく、したがって契約締結時に両当事者に善意の義務 (duty of good faith) は存在しないのであるが、しかしこれには最大善意の契約 (contracts *uberrimae fidei* : contracts of the utmost good faith) という例外があり、最も重要な最大善意の契約が保険契約であるとしている³²⁾

これにより、被保険者に開示義務が課せられることになるのであるが、次にこの義務により開示されるべき重要事実の範囲が説明されている。すなわち、

30) Par. 1. 18.

31) 法律委員会の開示義務に関する検討点は多岐にわたるため、以下においてはこれらを幾つかの範疇に区分することとしたい。

32) Par. 3. 1-3. 2. ここでは、*Rozanes v. Bowen* 事件 [(1928) 32 Ll. L. R. 98] におけるスクラットン裁判官 (Lord Justice Scrutton) の言が引用されている。「保険引受人は何も知らず、保険を付保しようとして彼のところに来た人は全てを知っているために、尋ねられることなしに保険引受人に全ての重要な事情を完全に開示することは被保険者の義務である。このことは、イギリスにおいて数世紀にわたり、海上、火災、生命、保証および全ての種の保険に関する法であった (p. 102).」

成文法である M. I. A. (1906 年海上保険法) は、第 18 条第 1 項において「被保険者は、自己の知っている一切の重要な事情を契約締結前に保険者に開示しなければならない。被保険者は、通常の業務上当然知っているべき一切の事情についてはこれを知っているものとみなされる。被保険者がかかる開示することを怠るときは、保険者はその契約を取消することができる」と規定し、続く第 2 項において「慎重な保険者 (prudent insurer) が保険料を定め、または保険を引受けるかどうかを決定するに当たってその判断に影響を及ぼすであろう一切の事情は、これを重要な事情とする」と定めている³³⁾ が、しかしこれは海上保険に関する規定であって、これがノン・マリンの保険にも適用されるのか否かということは従来明確ではなかったようであり、この点を明らかにした判例として *Lambert v. Co-operative Insurance Society Ltd* 事件³⁴⁾ が挙げられている。本件においては、以下のことが確認されたとされている。

- (a) 海上保険において、他の保険種目におけるのとは異なる開示の規定が存在すべきであるという明確な理由はない。
- (b) 法改革委員会第 5 レポートにおいては、全ての保険契約において、合理的な被保険者 (reasonable insured) が重要であるとは考えなかったであろう事実は、重要とみなされるべきではないと述べられているが、しかしこれは法の変更のための勧告であって、現在の法規ではない。
- (c) ある事実は、それが慎重な保険者の意見に影響を及ぼすのであれば重要である (傍点筆者)。
- (d) 法は改正されるべきである。

これにより、ノン・マリンの保険に関するコモン・ローにおいても、開示義務の対象となる重要事実の範囲は、海上保険と同様に「当該保険において、慎重な保険者が保険料を定め、または保険を引受けるかどうかを決定するに当たってその判断に影響を及ぼすであろう一切の事情」であるとされたのであ

33) Par. 3.3.

34) [1975] 2 Lloyd's Rep. 485.

る。ただし法律委員会は、海上保険においては、他の保険引受人にリスクを拒絶されたということは重要ではないが、ノン・マリンの保険においては、このことは時に重要事実であると判断されているということ、さらに、M. I. A. 第18条第1項における「通常の業務上当然知っているべき」という文言は、被保険者が業務上保険を申込み場合ではないときは不適當である、ということについては注意が必要であるとしている³⁵⁾

この1975年の *Lambert* 事件の判決以降は、本件において示された重要性の判断基準がその後の事件においても適用されている³⁶⁾ したがって、本件以前においては、少なくとも生命保険に関しては、重要性を判断する基準を「ある事実を知っている合理的な被保険者が、その事実がリスクにとって重要であると気付くべきであったか否か」とする一連の先例もあったのであるが、しかしこれらは *Lambert* 事件において控訴院によって覆されたということになる³⁷⁾

開示が不要な重要事実については、法律委員会は以下の5つを挙げている³⁸⁾

- (a) 被保険者が知らない事実。しかし、被保険者が実際に知っている事実以外の事実について、どの程度まで知っているかとはみなされ得るかは明確ではない。
- (b) リスクを減少させる事実。例えば、スプリンクラーの設置が挙げられる。
- (c) 保険者が知っているか、もしくは知っているものと推定される事実。または、周知の事実。
- (d) ワランティもしくは条件 (condition) によって包含または開示を免除された事実。
- (e) 保険者が開示を受ける権利を放棄した事実。

本レポートにおいて考察される保険の多くは申込書に基づいて契約されるために、法律委員会は、開示が不要な重要事実を考察する際には、この保険申込書の法的地位に注意することが特に重要であるとしている。すなわち、実務に

35) Par. 3. 4.

36) Par. 3. 5.

37) Par. 3. 6.

38) Par. 3. 7.

において重要な点は、*Lambert* 事件においても示されているように、保険者は被保険者に対して保険申込書において多項目にわたる質問に回答するように求めているが、しかしこのことによって保険者は、申込書において質問された事柄以外の重要な事実について開示を受けることの必要性を権利放棄したことにはならないということである。しかしながら、申込書における質問事項以外の事実についての開示義務の範囲は、時に権利放棄の法理 (the doctrine of waiver)³⁹⁾ を適用することによって狭めることが可能であるとされる。これにより、ある特定の形式の質問がなされた場合には、開示義務の範囲は縮小され得る。例えば、「過去5年間に医師の診察を受けたことがありますか」という質問に対して、被保険者は5年以上前の診察についての開示義務を負わない。その他の例としては、保険者が質問に対して明らかに不完全な回答を受取ったにも拘らず、さらなる情報を入手しようとしめない場合が挙げられている。この場合保険者は、さらなる情報の開示については権利放棄したとみなされる。法律委員会は、権利放棄は一般に以下のような状況において推定されるとしている。それはすなわち、重要な事項であっても、保険者が無関心であるような事柄の開示について、保険者が権利放棄しようとしていると被保険者が考えるのがもっともであるような場合である⁴⁰⁾

不開示の結果については、法律委員会は以下のように述べている。

「被保険者による開示義務の違反は、保険者に保険契約を当初から取消す権利を与える。保険者にはさらに保険金の支払を拒絶する権利、および既に支払われた保険金の返還を請求する権利が与えられる。そして、保険金が支払われない場合には、被保険者には既に支払った保険料の返還を請求する権利が与えられる。契約は、取消されない場合、および取消されるまでは有効に継続す

39) イギリス保険契約法における権利放棄の法理については、私は既に研究を試みている。拙稿「英国保険契約法における権利放棄と禁反言」『一橋論叢』第117巻第5号、74頁。開示義務に関する同法理の適用については、80頁以下において述べた。

40) Par. 3.8.

る。保険者は、被保険者の違反の通知を受取った場合直ちに、または合理的な時間内に取消権を行使しなければならない⁴¹⁾]

実務においては、被保険者は保険申込書においてリスクに関する詳細な質問に回答することを求められるが、これらの質問が現在または過去の事実に関する内容であった場合には、善意の義務により、その回答は正確でなければならないとされる。そして、重要な事実に関して不正確な回答がなされた場合には、上述のように保険者には契約を当初から取消し、保険金請求を拒絶する権利が与えられる。この場合における「重要性」の意味するところは、申込書が存在しない際における不開示の場合と同様であるとされている⁴²⁾

(2) 曖昧な質問の解釈・開示義務の存続期間・更新・その他

法律委員会は次に、保険者による被保険者に対する質問が曖昧である場合について述べている。この場合における重要な原則は、曖昧な質問については公正かつ合理的な解釈がなされねばならないということである。したがって、申込書において曖昧な質問が保険申込人になされた場合には、それに対する回答が、合理的人物がその質問に対してなすであろう解釈および保険申込人が実際になした解釈を考慮して真実であれば、保険者は契約取消しの理由として回答の不正確さを援用することはできない。しかし、被保険者に最も有利な解釈が必然的に公正かつ合理的な解釈となる訳ではないとされている。特に、「起草者の不利に (*contra proferentem*)」の原則は、例えば「契約の基礎」条項によって保険契約の申込書に規定が置かれる訳ではない場合には適用されない⁴³⁾

開示義務の存続期間については、被保険者は、保険契約が保険者と締結されるまでの間のみ開示義務を負うものとし⁴⁴⁾ 契約の更新に際しては、これは法律上新たな契約の締結とみなされるために、被保険者は更新の度に開示義務を

41) Par. 3. 9.

42) Par. 3. 10.

43) Par. 3. 11.

44) Par. 3. 12.

負うものとされている⁴⁵⁾

その他としては、開示義務に影響を与える法律について述べられている。1974年犯罪者社会復帰法(Rehabilitation of Offenders Act, 1974)は、犯罪者が一定期間内に再び有罪判決を受けなかった場合には、有罪判決がなかったものと扱うことにより犯罪者の社会復帰を図ることを目的とするが、同法により、保険申込人は自らの有罪判決については保険者に情報を開示する必要はないものとされている。したがって保険者は、被保険者が申込書において抹消された有罪判決の事実を開示しなかったとしても、開示義務違反を主張することはできない⁴⁶⁾また、1975年性差別法(Sex Discrimination Act, 1975)および1976年人種関係法(Race Relations Act, 1976)は、性および人種を理由とする差別を禁じており、したがって保険者は、被保険者の性別や人種の起源がリスクにとって重要であると主張することは許されず、それ故に保険者に質問によって尋ねられたとしても、保険申込人はこれらの情報を開示する必要はないものとされている⁴⁷⁾法律委員会は、本レポートによる開示義務に関する勧告が実現されたとしても、これらの法とは関係はないであろうとしている⁴⁸⁾

(3) 不開示に関する現行法の欠陥

法律委員会は続けて、不開示に関する現行法に対する種々の批判を取り上げることにより、その欠陥を指摘している。第一に、法改革委員会第5レポートにおいて述べられたことが引用されている。前述のように法改革委員会は、開示義務におけるある事実の重要性の判断主体を、合理的な保険者から合理的な被保険者に変更することを提言したのであるが、この提言がなされる背景には以下のような現行法に対する認識があった。

「ある事実は、非常に正直で注意深い保険申込人にとって、開示すべき事実

45) Par. 3. 13.

46) Par. 3. 14.

47) Par. 3. 15.

48) Par. 3. 16.

であるとは必ずしも思われない場合であっても、保険者にとっては重要となり得るのである⁴⁹⁾」

続いて、再び *Lambert v. Co-operative Insurance Society Ltd.* 事件が取り上げられている。前述のように、本件以前においては、不開示の事実の重要性に関する正確な判断基準は明確ではなかったようであり、被保険者は、合理的人物が重要であると信じるであろう事実のみを開示する義務を負う、すなわち重要性の判断主体を合理的な被保険者とする先例もあったのであるが、しかしこれらは *Lambert* 事件によって覆されたのである⁵⁰⁾。しかし、本件控訴院における3人の裁判官は、全員現行法に対してはかなり批判的であり、本節においてはこれらの裁判官の意見が引用されている。まず、マッケンナ裁判官 (MacKenna J.) は以下のように述べている。

「私は、この長い判決に、[法改革] 委員会の提言が実現されなかったことに対する個人的な遺憾の意を付け加えるのみとしたい。現在の判例は、法が不満足な状態にあることを示している。自分の僅かばかりの宝石に付けた保険を更新する際に、ランバート夫人が、彼女の夫が最近有罪判決を受けたという痛ましい事実を開示することが必要であると考えたということはまず有り得ない。彼女は保険引受人ではなく、おそらくこれらのことについての経験はなかった。被告である会社は、原則の問題となる点について確証した上で (having established the point of principle)、彼女に対して [保険金を] 支払うべきであるのであれば、然るべき対応をするであろう。そうしなかったのであれば、無情なことと思われるかもしれない。しかし、それは彼らのビジネスであって、私の仕事ではない。控訴を棄却する⁵¹⁾」

ロートン裁判官 (Lawton L. J.) は次のように述べている。

「1925年に枢密院によって…受け入れられた [慎重な保険者] 基準は正当な

49) 註25)およびPar. 3. 18.

50) Par. 3. 6.

51) [1975] 2 Lloyd's Rep. 485, at p. 491.

基準ではない、ということを示そうとする理由は、おそらく、それが多くの保険契約者にとって不公正であるという意見を持つ法律家がいるということにより説明される。[訴訟代理人]によって以下のことが説得力を持って述べられた。すなわち、18世紀において法が最初に発展し始めた頃は、保険カバーの恩恵を求めようとする人々は、彼らがカバーを求める保険引受人と同種の知識と理解を持って実際に行動していたのである。現今では、通常の市民が自宅や財産に保険を付けようとする際には、彼は保険会社と同等の条件では行動していないのである。私は、[訴訟代理人]によって述べられた見解には同感ではあるが、しかし、それが法を変更し得るということは受け入れることはできない。…現在あるそのような不公正は、それを全て取り除こうとするのであれば、今や国会によって扱われねばならない⁵²⁾」

続いて、ケアンズ裁判官 (Cairns L. J.) は、やはり控訴は棄却されねばならないとしながらも、「しかしながら、私は [法改革委員会の] レポートにおいて表された、法は変更されるのがもっともであるという見解と同じ意見である⁵³⁾」と述べている。

法律委員会は、これらの裁判官の言を引用した上で、現行法のさらなる不公正な点として以下の点を付言している。それはすなわち、保険契約者が保険金請求を拒絶され、保険契約が履行拒絶された場合、その拒絶の事実によって、保険契約者が他の保険者から新たな保険カバーを得ることが實際上困難になるということである。それは、保険カバーの取消し、または保険者が申込を断ったという事実は、それ自体が他の保険者に開示されねばならない重要な事実となり得るからである⁵⁴⁾

(4) その他の批判

続いて法律委員会は、その他の批判を挙げている。第一に、素人である多く

52) *Ibid.*, at p. 492.

53) *Ibid.*, at p. 493.

54) Par. 3. 19.

の保険申込人は、そもそも開示義務が存在することを知らないということ、さらに、たとえ開示義務の存在を知っていたとしても、保険申込人がどのような情報が慎重な保険者によって重要とみなされるのかを知ることは非常に困難であるということが指摘されている。この点は消費者側からも強調されているようであり、識者によっても、毎年契約を更新する保険の契約者が更新の度に開示義務を負うことは非常に重い負担であるということ、さらには、電話によって保険を申込み際には、被保険者はどの程度まで開示義務を負うのが問題であるということが指摘されている。特に現行法においては、保険者が申込書において被保険者に質問をなした場合であっても、被保険者はその質問事項以外の事実の開示義務を免れることができないが、この点が特に批判を受けている。なぜなら、被保険者は申込書の質問により、質問事項以外の情報を自発的に開示する必要はないと信じるのがもっともであると考えられるからである⁵⁵⁾

さらなる問題点としては、専門家証人の選任が挙げられている。すなわち、法廷においてある事実が重要であるか否かを決定する際には、専門家証人の意見を聞くことになるが、保険者の側はそのような証人をたやすく選ぶことができるのに対して、被保険者の側はしばしば専門家証人の選任において不利な立場に置かれるということが指摘されている⁵⁶⁾ さらに、実際の裁判における事実の重要性に関する判決もまた批判を受けてきたとされている。例えばある事件においては、申込をした保険とは全く異なる種の保険において保険金請求を拒絶されたという事実が重要であると判決されており、また他の事件においては、被保険者が23年前に刑事事件において有罪判決を受けたという事実を開示しなかったために、保険者は契約を履行拒絶し得ると判決されているのである⁵⁷⁾

(5) 法の変更は必要か

法律委員会はこのように現行法の欠陥を指摘しているのであるが、しかし保

55) Par. 3. 20.

56) Par. 3. 21.

57) Par. 3. 22.

険業界は、法の改正は必要ではなくまた望ましくもないという見解を主張している。その根拠の1つは、該業界は既に「保険実務に関する声明 (Statements of Insurance Practice)」により自主規制を行っているということである。法律委員会は、本節においてこの保険実務に関する声明を取り上げ、検討を行っている。最初にこの声明の沿革が述べられているが、それは以下の通りである。

まず、1977年に主要な保険者と政府間の審議の結果として、イギリス保険協会 (British Insurance Association) とロイズにより第1の保険実務に関する声明が発表された。この声明の対象は損害保険 (non-life insurance) であり、またその適用はイギリス国内に居住する個人保険の保険契約者ないし被保険者に制限されていた。次いで、同年に生命保険会社協会 (Life Offices' Association) およびスコットランド生命保険協会 (Associated Scottish Life Offices) により、第2の保険実務に関する声明が発表された。これは、保険期間が長期にわたる保険、すなわち生命保険に関する声明であり、第1の声明と同様にイギリス国内に居住する個人を契約者とする保険に適用された。これらの声明は、不公正契約条項法案 (Unfair Contract Terms Bill)⁵⁸⁾ において保険契約がその対象から除外されたために、保険契約者の十分な保護が図れないという懸念を受けて作成されたものである⁵⁹⁾

法律委員会は、これらの声明を本レポートにおいて付録として掲げている⁶⁰⁾ それらは、以下の通りである。

第1の保険実務に関する声明

本声明は、イギリスに居住する保険契約者および個人としてのみ被保険者となった者が加入する損害保険に限定される。

58) この法案はその後、1977年不公正契約条項法として正式に法律となったが、やはり保険契約はその対象から除外されている。

59) Par. 3. 23.

60) Appendix B, pp. 158-160.

1. 申込書

- (a) 申込書の下部における宣言文言は、申込人の知識と確信に従った記入に限定されるべきものとする。
- (b) 宣言文言に含まれない場合であっても、申込書において際立って表示された記述は以下のような内容であるべきものとする。
 - (i) 全ての重要な事実の開示を怠った場合の結果について申込人の注意を引くものであって、また申込の引受けおよび評価に影響を及ぼすであろうと保険者がみなす事実について説明がなされている。
 - (ii) 重要と考えられる事実について疑義がある場合は、申込人はそれらを開示すべきであると警告している。
- (c) 保険者が一般的に重要であると認めた事柄は、申込書における明確な質問の対象となるものとする。
- (d) 実行可能な限りにおいて、保険者は、申込人が有している、もしくは入手するであろうと合理的に予想され得る知識を超える専門知識を必要とする質問、または、申込人の側に価値判断を求める質問はしないものとする。
- (e) 案内書もしくは申込書に、提供される標準的な補償内容の完全な詳細が記されていない場合、および、いずれにせよ補償内容の概要が記されていない場合には、申込書には、請求により保険証券の写しが入手可能であるという記述が含まれるものとする。
- (f) 記入された申込書もしくはその写しが保険契約者に送付されていない場合には、保険者が申込書について問題とする際には、その写しは入手可能とされるものとする。

2. 保険金請求

- (a) 保険金請求の通知に関する諸条件の下に、保険契約者は、保険金請求およびその後の進展を合理的な範囲でできる限り速やかに報告すること以上のことは求められないものとする。ただし、第三者が保険契約者に対して一定期間内に通知することを求めるような法的手続きおよび請求がなされ、迅速な

助言が求められる場合はこの限りではない。

- (b) 詐欺または過失が関係する場合を除き、保険者は以下の理由によっては、保険契約者に対して損害をてん補する責任を不合理に履行拒絶しないものとする。
- (i) 事実を知ったとしても、それが保険の引受けまたは評価に関する保険者の判断に著しく影響を及ぼさないであろう場合における重要な事実の不開示または不実表示。
- (ii) 損害の事情が違反とは関係がない場合におけるワランティまたは条件の違反。

上記の2(b)の規定は、海上および航空保険には適用されない。

3. 更新

更新の通知は、開示義務に関する警告を含むべきものとし、またこれには、保険契約の始期または最終更新日のどちらか遅い方以降に生じた、保険契約に影響を及ぼす変更を通知することが必要であるという警告が含まれるものとする。

4. 開始

保険書類の再印刷が必要な場合には、それに対する変更は全てなされるものとする。しかし、その間にも本声明は適用されるものとする。

5. EEC

EECによる契約法指令がイングランドおよびスコットランド法に導入される際には、本声明は再考される必要があるものとする。

第2の保険実務に関する声明

本声明は、イギリスに居住する者が個人として契約を締結する長期保険に適用される。この声明は強制されるものではないが、生命保険会社協会（LOA）およびスコットランド生命保険協会（ASLO）の加盟各社によって保険実務の指針として認められたものである。しかし、本声明が不適當であるような例外

的事情もあるということは了解されている。

簡易生命保険の保険契約者は既に、普通生命保険の契約者のために規定されたものではない1923年から1968年までの簡易保険法およびそれに基づく諸規制により、ある程度は保護されている。それ故に、簡易生命保険長官との審議により、本声明は簡易保険事業への適用が制限される。

生命保険は、大部分または全てが相互会社によって営まれており、近年における生命保険産業の目標は以下の通りであった。それは、一般の保険契約者をごく一部の保険申込人による不開示の結果から保護する必要のためにのみ新しい生命保険証券を発行することに係る手続きを—またそれ故に保険契約者に対する費用も—最小限に削減することであった。

1. 保険金請求

- (a) 保険者は不合理に保険金請求を拒絶しないものとする。(しかし詐欺は、保険金の調整という結果をもたらすか、または拒絶の理由となり、過失または重要な事実の不開示もしくは不実表示は、保険金の調整という結果をもたらし得るか、または拒絶の理由となり得る。)特に保険者は、申込人の知らない事柄の不開示または不実表示を理由として保険金請求を拒絶しないものとする。
- (b) 保険金請求の通知の時間制限に関する諸条件の下に、保険金請求者は、保険金請求およびその後の進展を合理的な範囲でできる限り速やかに報告すること以上のことは求められないものとする。

2. 申込書

- (a) 申込書が重要な事実の開示を求める場合には、以下の記述が宣言文言に含まれるか、または申込書の他の場所もしくは申込書の一部を構成する書類上に際立って表示されるべきものとする。
 - (i) 全ての重要な事実の開示を怠った場合の結果について注意を引き、またこれらが、申込の評価および引受けに影響を及ぼすであろうと保険者がみなす事実であるということを説明している記述。

- (ii) ある事実が重要であるか否かについて署名者が疑いを抱く場合には、これらの事実は開示されるべきであるということを警告する記述。
- (b) 保険者が一般的に重要であると認めた事柄は、申込書における明確な質問の対象となるべきものとする。
- (c) 保険者は、署名者が有していると合理的に予想され得る知識を超える知識を必要とする質問はすべきではないものとする。
- (d) 申込書または付属の書類には、請求により保険証券または保険約款の写しが入手可能であるという記述が含まれるべきものとする。
- (e) 保険者が申込について問題とする際には、保険契約者に対して申込の写しが入手可能とされるべきものとする。その際には、その問題とは関係がない情報は、秘密性が保持される必要がある場合には削除されるものとする。

3. 保険証券および付属書類

生命保険証券または付属の書類は、以下のことを示すべきものとする。

- (a) 保険が満期を迎えた後の利息の蓄積状況および
- (b) 契約上解約返戻金に対する権利があるか否か、あるのであれば、それらの権利はどのようなものであるか。

(註：適切な販売案内書は、終身保険や養老保険は長期にわたる契約となっており、その解約返戻金は、特に契約後の初期の数期間は、しばしば払込保険料の総額よりも少なくなるということを申込人に印象付けるように努めるべきものとする。)

4. 開始

保険書類の再印刷が必要な場合には、それに対する変更は全てなされるものとする。しかし、その間にも本声明は適用されるものとする。

保険業界によるこれらの「保険実務に関する声明」に対する法律委員会の分析と検討は以下の通りである。先ず第1の声明について、法律委員会は次のように概観している。

「第1の保険実務に関する声明における第1節の(b)項は、開示義務の性質およびこれを怠った場合の結果を申込人に知らせる記述は、申込書上に際立って表示されるべきであると規定している。また、ある事実が重要であるか否かについて疑わしいときは、申込人はその事実を開示すべきであるという警告が申込書には含まれるべきであるとしている。さらに、第1節の(c)項は、保険者が一般的に重要であると認めた事柄は、申込書における明確な質問の対象となると規定し、第1節の(f)項は、保険者に対して、申込書について問題とする際には、被保険者に対して、まだ送付されていないのであれば、記入された申込書の写しを送付することを求めている。第3節は、契約更新の通知において、更新時における開示義務の範囲について保険契約者に警告することを保険者に義務付けている。しかしながら、申込書に関して問題となることの有無に拘わらず、記入された申込書の写しを被保険者に送付することを保険者に求める規定はない。これは [もしあれば]、疑いなく更新時における開示義務の遵守を容易にするであろう⁶¹⁾

第2節の(b)項は、被保険者が重要な事実の開示を怠った場合（またはそのような事実について不実表示があった場合）、およびその事実を知ったとしても、それがリスクの引受けまたは評価に関する保険者の判断に著しく影響を及ぼさないであろう場合には、詐欺または過失が関係する場合を除き、保険者は保険契約者に対する責任を「不合理に」履行拒絶しないと述べている⁶²⁾」

次いで、第2の声明については次のように概観している。

「第2の保険実務に関する声明における第1節の(a)項は、保険者は不合理に保険金請求を拒絶しないということ、および、特に申込人の知らない事柄の不開示または不実表示によっては、保険金請求は拒絶されないということを述べている。しかしながらこれには条件があり、詐欺の場合には、「保険金の調整」という結果となるか、または拒絶の理由となり、過失または不開示もしくは不

61) Par. 3. 24.

62) Par. 3. 25.

実表示の場合には、そのような結果となり得るのである。声明の第2節においては、第1の保険実務に関する声明におけるのと同様な申込書の内容に関する規定が置かれている⁶³⁾」

2つの声明をこのように概観した上で、法律委員会は以下の点が問題であると指摘している。第一にそれは、2つの声明は「保険者は、不開示または不実表示を理由として不合理に責任を履行拒絶しない、または保険金請求を拒絶しない」と規定しているが、責任の履行ないし保険金請求の拒絶が不合理であるか否かの判断は、依然として唯一保険者に委ねられるという点である。法律委員会は、この点が不満足であるとしている。また、これらの声明自体は法を変更するものではなく、単に現行の保険実務を述べたものに過ぎないと指摘されている。したがって、保険者は何時でも不開示を理由として保険金請求を拒絶する厳格な法的権利を主張することができるのであるが、しかし法律委員会は、既に示したように不開示に関する法は不公正であり、さらに、このような保険実務に関する声明が発表されること自体が、法が不満足なものであり、また変更の必要があるということの証拠であるとしている。また、声明には法的拘束力がなく、保険者がこれに従わない場合には被保険者は法的に救済されないということ、および声明の対象は「個人として」保険に加入した契約者に限定されているが、それ以外にも同様な保護を必要とする契約者が存在することが指摘されている。法律委員会は、被保険者のさらなる保護は立法によってなされるべきであるとし、結論として、現行の開示義務法の弊害は保険実務に関する声明によっては正されることはないとしている⁶⁴⁾

法律委員会はこのような結論に基づき、次章において開示義務法改正の方途について検討を行っている。その詳細については、次節において明らかにすることとしたい。

(未完)

63) Par. 3. 26.

64) Par. 3. 27-3. 30.